

相互扶助—協同組合の伝統的ビジョン

我々は、伝統的協同組合は過去の遺物であり、現代の時代とはかけ離れたものであると考えがちである。『日本における相互扶助の経済(Ordinary Economies in Japan)』という本を執筆する過程で私が学んだ最も重要なことは、この一般的な認識は間違いで正しくないということであった。例えば、私は無尽、頼母子、もやいなどの講が、時代を通じて適応し、変化してきたことを学んだ。講は、奈良時代、さらには唐代やインドまで遡ることができるが、より近代に近づいた徳川時代においては、貨幣経済の発達、しばしば発生した飢饉、あるいは広範で継続的な宗教的参拝にともなって、社会的活動として広まっていった。さらに、講は「報徳」のような農業再生運動として発達し、近代では預金・貸出といった機能にまで発展していった。

講の歴史的発展は、日常生活に伴う文化的習慣の無意識な繰り返しではなく、注意深く計画された自覚的な行為であった。これらの行為には、一般大衆の意識に存在した、「正確さ」に関する倫理的また実際的な思想が含まれており、それは有益、かつ動的なものであった。私がここで述べているその思想と価値は、しばしば「伝統的」とであるとされているが、実際は「近代性」と関係している。明治後期の論争のなかで、伝統的協同組合は過去の遺物とみなされ、合理性、利益志向、経済性とは対極の存在であり、近代の歴史過程とは無関係であるとされた。苦しい状況の際にお互いに助け合うという基本的価値は、「近代主義者」によって「時代遅れ」とされた。苦しい危機的状況にある人々を、お互いに助け合い、弱者や貧困者を切り捨てないよう義務付けることは、「相互扶助」の協同組合精神にとって基本的なことである。これは近代を通して多くの社会に広く受容されている協同組合の倫理思想であった。それは基本的な人間の倫理であり西洋の指導者によって現代の市民が忘れてはならない共通の人間の価値としてしばしば呼び起されるものである。

伝統的協同組合は、複雑な知的歴史を保ち続けてきた。特に「時間」を通して実行される正確さの倫理があった。時には「中(庸)」として言及される、毎年達成すべき目標は連続的な概念であり、静的なものではなかった。時間は正確さと信頼性の概念であった。こうして、計画は「始末」と表現されるような明確な始まりと終わりを持たなければならず、それは5年あるいは10年の期間で区切られていた。入念な計画によって、生活が続けるために、人々は厳密さと尊敬をもって自然秩序と向き合うことができ、そして長期にわたってお互いに助け合うことができた。保険契約としてお互いに助け合う共同体メンバーの倫理は、三浦梅園によって18世紀中頃、現在の大分県の山村における「慈悲無盡講」のなかで美しく表現された。時間の長短にかかわらず、「正確さ」、「時間」の実践的意識や、この枠組みの中で到達した取決めの拘束的な特性が明らかに存在した。もちろん、この歴史の遺産は、「契約講」と表現されるような「契約」の概念と実践である。

お互いに助け合うという枠組みにたどりついた取決めは、絶対的な道徳的約束であり、飢饉や伝染病、他の自然災害に直面したときの生と死の問題でもあるため、破られるものではありません。

不運に対する相互扶助の倫理的実践は現代に至るまで続いており、ここでは弱者や不運な者に対するこの相互扶助の倫理的実践なしの近代は受け入れられなかったし、近代とは単に強者が弱者に打ち勝つことを意味するわけではない。現在から将来に至るまで、協同組合のビジョンはこの倫理によって形成されるであろう。

「自然第一義」という自然の倫理学的思想に対する根強い信頼もある。一般民衆の思想史において、自然はすべてを包含するものであり、自然は人生の源、すなわち「徳」や「恩」の源泉である。人間が生存を続けるために自然を大切にし尊重するこの知的伝統は、お互いに助け合うことを義務付ける伝統的相互扶助との関係で見られるものである。あるいは、自然は相互扶助それ自体の構成員とされ、そして保険契約の参加者として生を育み、保護され助けられる必要のある構成員である。

歴史的には、自然は譲ることのできない人間の権利の源泉としてたびたび理論化され、近代憲法の正当性の根拠とされてきた。それはこの重要な地位を理論的に固定するが、自然はそれ自体の権利を有していない。我々は、こうして、人間の権利の源泉である自然が、一方において奪うことのできない権利を持っていないという矛盾する立場に直面している。このことを最もよく理解しているのは地域の相互扶助のコミュニティに生きている人々であり、これらの人々は自然が守られるだけでなく相互扶助の不可欠の構成員として組み入れられなければならない（「自然をともにする」）ことを理解している。「相互扶助」という言葉で表現される、お互いに助け合い弱者や不運を支えることは、相互扶助の十分資格のある参加者として自然を含まなければならない。自然を相互扶助の仲間、構成員としてみなすことは、伝統的相互扶助の意味を広げることであり、それを現代の歴史の中に置くことである。我々は、このビジョンを伝統的相互扶助の歴史から生まれ、それに基礎を置くものと評価することができる。このビジョンは、社会において平和憲法、環境憲法を構築する継続的な努力の一部になるものである。国家間の平和は、国家と自然との間の平和まで広げていかなければならない。地方の伝統的相互扶助の歴史より生まれたビジョンは地球レベルの人類の将来に関するものを含むものである。

最後に、一つ付け加えたいことがある。私は、ハワイ島のヒロというところで生まれ育ったが、この町は「津波の町」として知られている。しかし、私自身は、1年前の東北地方であった津波のような悲劇的な体験をしていない。はるか遠くからテレビでこの光景を見ただけであるが、こうした事態のなかで私は明らかに相互扶助の伝統が実践されていることを見るし、お互いに助け合って悲劇を共有し働くという勇気と威厳をもった人々の倫理を見ることができる。

（シカゴ大学 名誉教授 Tetsuo Najita・テツオ ナジタ）

（本稿は、（株）農林中金総合研究所の責任において翻訳したものである。）